

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

ご検討・お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」※をおすすめしています。

※Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

- いつでもホームページから閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧できます



スマホ
などから

右記コードを読み取り、アクセスしてください



＜しおり・約款用＞



パソコン
などから

① 第一フロンティア生命ホームページ
(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、
「**ご契約者向けサービス・お手続き**」をクリック

② **「Web版ご契約のしおり・約款」**をクリック

③ 検索番号「**04042**」を指定し、**検索する**をクリック

*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。
くわしくは、右記のコードからご確認ください。

＜公的保険制度＞



この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
担当者（生命保険募集人）に関するお問い合わせは、照会先【第一フロンティア生命0120-876-126】までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 保険商品は、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とならないので元本の保証はありません。
- 募集代理店がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、募集代理店とお客さまとの間の他の取引にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

その他ご注意いただきたい事項について

お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

〔募集代理店〕

みずほ信託銀行株式会社

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1

日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

’25年4月版

（登）B24F0354(2025.1.27) F7678-03 ’25年3月作成 り

2025年4月版

プレミアロードM

積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

〔募集代理店〕

MIZUHO みずほ信託銀行

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命

第一生命グループ

ふえる期待

●しくみ図(ケース1)

積立利率保証期間の満了日の参照指数が
基準日より上昇した場合、

基本移行原資額に**指数連動移行原資額**の上乗せがあります。

$$\text{上乗せ額} = \text{指数連動移行原資額} = \text{一時払保険料(基本保険金額)} \times \text{参照指数の上昇率} \times \text{連動率}$$

連動率
米ドル建 10年・5年 100%
円建 10年 50%
円建 5年 50%

参照指数が上昇したら
プラスαの
楽しみがあるね



*基準日は、「契約日から起算して8日後となる日」または「第一フロンティア生命が保険契約の申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とします。

参照指数(イメージ)

基準日

積立利率保証期間の満了日

しくみ図(イメージ)

<選択できる通貨と期間>

指定通貨	積立利率保証期間
 米ドル	10年 5年
 円	10年 5年

初期費用の負担は
ありません。

一時払保険料
(基本保険金額)

指定
通貨建

死亡給付金額
(指定通貨建)

一時払保険料×100%

解約返還金額*
(指定通貨建)

一時払保険料×100%を上限

※市場価格調整や
ご確認ください。

解約控除なども
▶P19・20・23・24

契約日

積立利率保証期間の満了日

積立利率保証期間 (10年・5年 から選択)

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない
指定通貨・積立利率保証期間があります。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、解約返還金額、年金原資額などを保証するものではありません。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P23~26



まもるしくみ

●しくみ図(ケース2)

積立利率保証期間の満了日の参照指数が
基準日より上昇しなかった場合、
上乗せはありません。

基本移行原資額が年金原資額となります。

●しくみ図(ケース1 ケース2)

基本移行原資額は、
ご契約時に確定し、
一時払保険料(指定通貨建)以上
となります。

⚠ 外貨建の場合、円建での保証はありません。

ケース1
上乗せあり

移行原資額
指数連動

年金原資額

指定
通貨建

基本移行原資額

ケース2
上乗せなし

基本移行原資額

年金原資額

指定
通貨建

積立利率保証期間の満了時に
できること

- ① 一括受取
- ② 年金受取
- ③ 終身保険に移行
- ④ 年金支払開始日を繰延べ

▶P4

⚠ 指数連動移行原資額は積立利率保証期間の満了日に確定するものであり、積立利率保証期間中の死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

年金原資額について▶P12

[年金原資額の計算方法]

年金原資額

=

基本移行原資額

+

指数連動移行原資額

● **基本移行原資額** は・・・

基本移行原資保証率に基づき計算される部分のことをいいます。
ご契約時に確定し、一時払保険料(指定通貨建)以上となります。

基本移行原資額

=

基本保険金額(一時払保険料)

×

基本移行原資保証率※1

※1 「基本保険金額(一時払保険料)」に対する「基本移行原資額」の割合のことで、通貨の種類と積立利率保証期間に応じて定める連動率および契約日の積立利率に基づき、当社の定める方法により計算される率とします(100%を下回りません)。

● **指数連動移行原資額** は・・・

参照指数の上昇率などに基づき計算される部分のことをいいます。
積立利率保証期間の満了日に確定します。

指数連動移行原資額

=

基本保険金額(一時払保険料)

×

参照指数の上昇率

×

連動率

「連動率」は、通貨の種類および積立利率保証期間に応じて設定される率(固定)のことをいい、以下のとおりとなります。

 10年 100%

 5年 100%

 10年 100%

 5年 50%

「参照指数の上昇率」は、つぎの算式により計算されます(0%未満の場合は0%とします)。

参照指数の上昇率

=

(積立利率保証期間の満了日の参照指数の値 - 基準日※2の参照指数の値)

基準日※2の参照指数の値

×

100(%)

※2 上昇率の計算の基準となる日のことをいい、第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とします。



・積立利率保証期間の満了日の参照指数が基準日の値以下だった場合、指数連動移行原資額は「0(ゼロ)」となります。

・指数連動移行原資額は積立利率保証期間の満了日に確定するものであり、積立利率保証期間中の死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

積立利率保証期間の満了時にできること

年金原資額をもとに、つぎの①～④のいずれかを選べます。



【ご留意事項】
② 以外は、積立利率保証期間の満了時の2ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます(ご契約時には選択できません)。
なお、下記のお取扱いは、積立利率保証期間の満了時までにお手続きください。

お受取り

① 年金原資額を一括で受取り

② 年金原資額を年金で受取り

● 確定年金 ● 死亡時保証金額付終身年金 ● 10年保証期間付終身年金

▶ P14

保障を継続

③ 終身保険に移行 (終身保険移行特則を適用した場合)

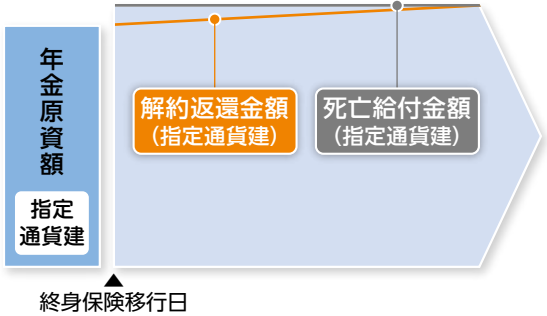
● 年金支払開始日に、終身保険に移行することができます。

*年金原資額の一部を終身保険に移行することはできません。

*年金支払開始日を繰り延べた場合、終身保険に移行できません。

*移行後の死亡給付金額については▶P15をご参照ください。

＜イメージ＞



▶ P15

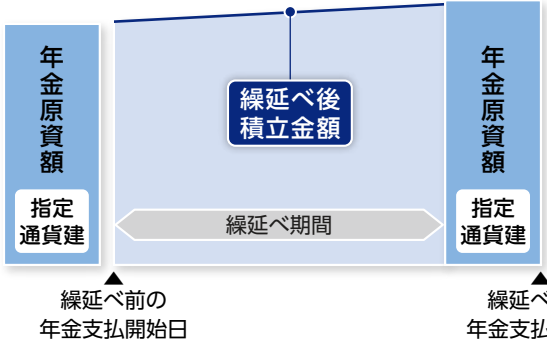
④ 年金支払開始日を繰延べ

● 年金支払開始日を、1回に限り、日単位で繰り延べることが可能です。

● 繰延べ期間は、指定通貨が外貨の場合は最長3年、円の場合は最長1年です。

*繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

＜イメージ＞



▶ P15

参照指数について▶P21・22

参照指数の値については、右記のコード
(第一フロンティア生命ホームページ)から
ご確認いただけます。



国内外の8つの資産などに分散投資した結果を反映し算出されます。



*外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジを行います。



当参照指数は、価格変動リスクを年率4%程度
としながら、安定的な収益獲得をめざし、
以下のしくみで運用します。

*価格変動リスクとは資産価格の変動性のことで、
数値が高いほど、価格の変動幅が大きい傾向があります。

＜ご参考＞ 一般的な資産と当参照指数の価格変動リスクの
大きさのイメージ



*一般的なイメージであり、価格変動リスクの大きさが
必ずしもこのとおりとなるものではありません。

・上記「年率4%」は、年率4%の確定利回りや収益獲得を意味するものではありません。また、当参照指数の
上昇率・下落率が年率4%であることを意味するものではありません。

・上記「年率4%」は、当参照指数の長期的な価格変動リスクの目標値であり、常に価格変動リスクが一定である
こと、あるいは目標値が実現されることのいずれを約束するものでもありません。

しくみ1 市場環境に応じて資産配分を見直します

月次

毎月、その時点で最も分散効果が期待できると
判断される配分比率を決定します。

＜イメージ＞

日次

市場環境を日次でチェックし、急変時などには
機動的に資産配分を見直します。

＜イメージ＞

しくみ2 日次 価格変動状況に応じて運用総額を増減させます

参照指数の価格変動リスクが、目標水準よりも小さい場合は運用総額をふやし、大きい場合は運用総額をへらします。
これにより、資産全体の価格変動リスクを一定水準に抑え、安定的な収益獲得をめざします。

＜イメージ＞

価格変動リスクが目標水準より小さい状況

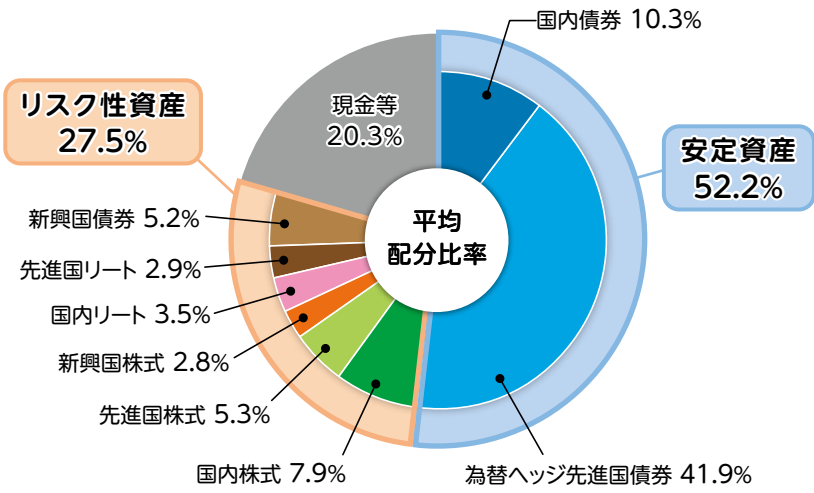
価格変動リスクが目標水準である状況

価格変動リスクが目標水準より大きい状況

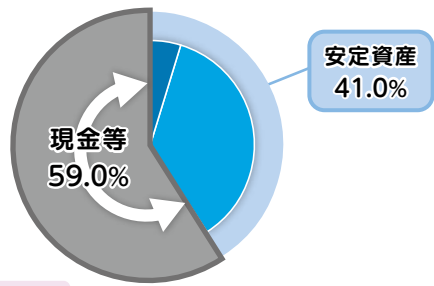
*参照指数について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

参考 各資産のシミュレーション *2006年2月1日から2024年11月末まで運用したと仮定

＜各資産の配分比率(米ドル建・円建)＞



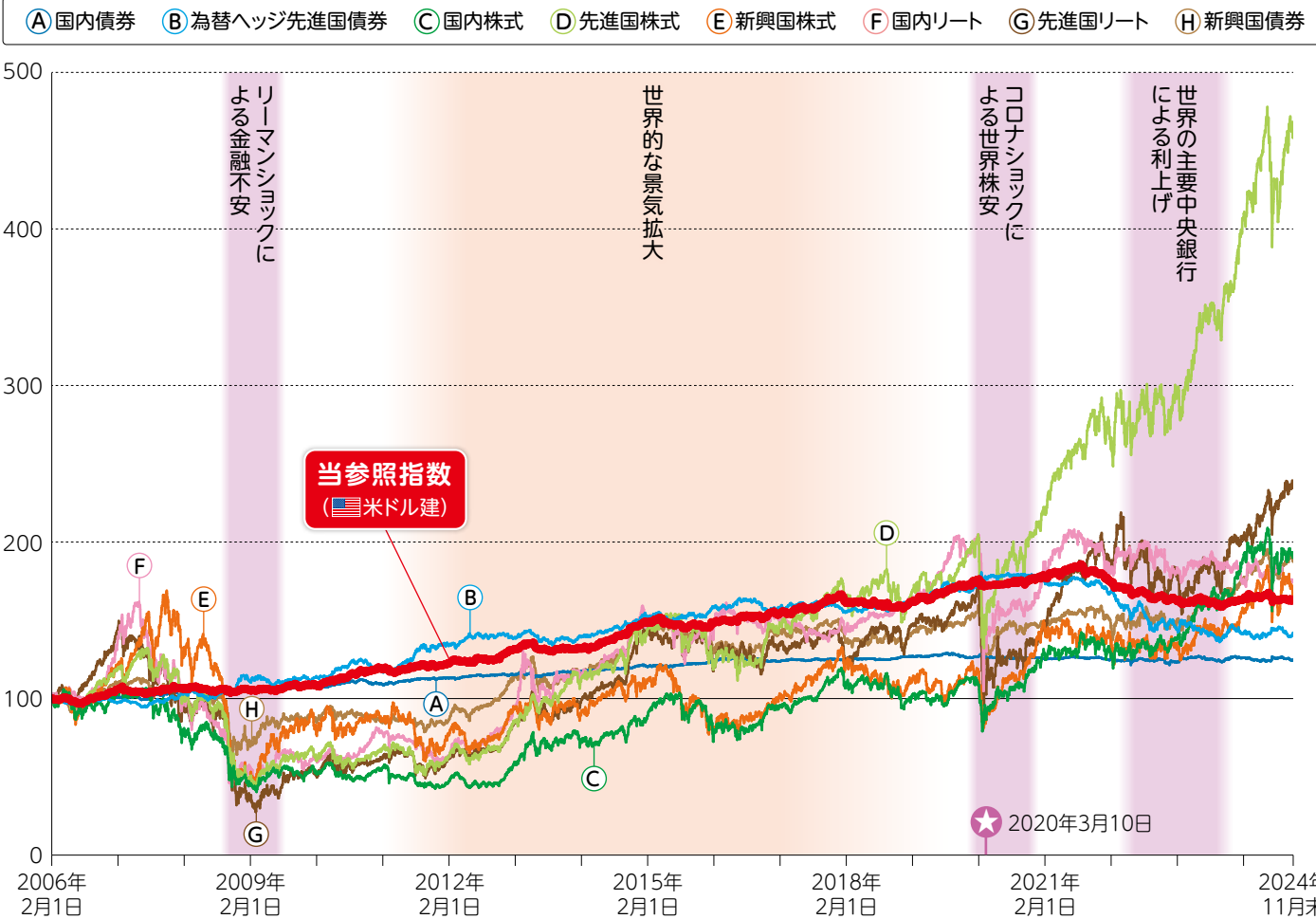
★ 2020年3月10日の配分比率



★ のように
市場環境の急変時などには、現金等を活用して
参照指数の下落の抑制をめざします。

*配分比率の一例を示したものであり、実際にこのとおりと
なるものではありません。

＜各対象資産の価格と当参照指数の値の推移(米ドル建)＞*2006年2月1日を100として算出



*このグラフは、「国際分散投資戦略指数F(米ドル)」と同種の運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2006年2月1日を100として
算出した当参照指数および参照指数の各対象資産(A～H)の価格の推移をグラフ化したものです。

*各対象資産の価格は、「国際分散投資戦略指数F(米ドル)」と平仄を合わせた前提で算出しています。

*運用にかかる費用控除後、受取時の課税前を前提としています。

・上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。
また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。

・各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
第一フロンティア生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害に
ついては一切の責任を負いません。

年金原資額の返還率シミュレーション

*返還率は、一時払保険料に対する年金原資額の割合を表したものです(米ドル建の場合、米ドルベースでの返還率です)。

前提条件	被保険者	男性(60歳)、女性(60歳)	積立利率保証期間	米ドル建:10年・5年、円建:10年・5年		一時払保険料	米ドル建:10万米ドル、円建:1,000万円
	積立利率	2024年12月時点の金利水準に基づき設定		費用等	運用にかかる費用および保険契約関係費控除後、受取時の課税前		
	その他	返還率は「年金原資額 ÷ 一時払保険料」× 100で計算し、小数第2位以下を切捨てて表示					



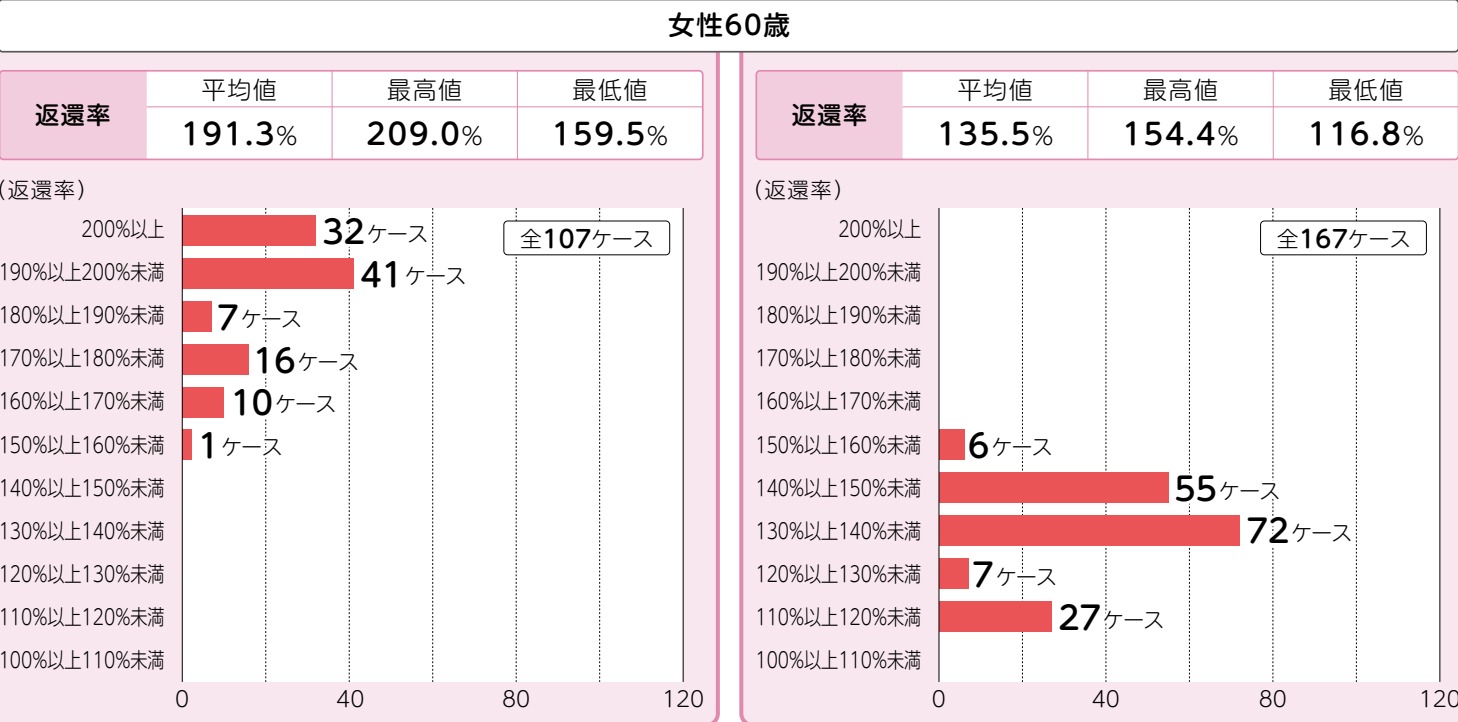
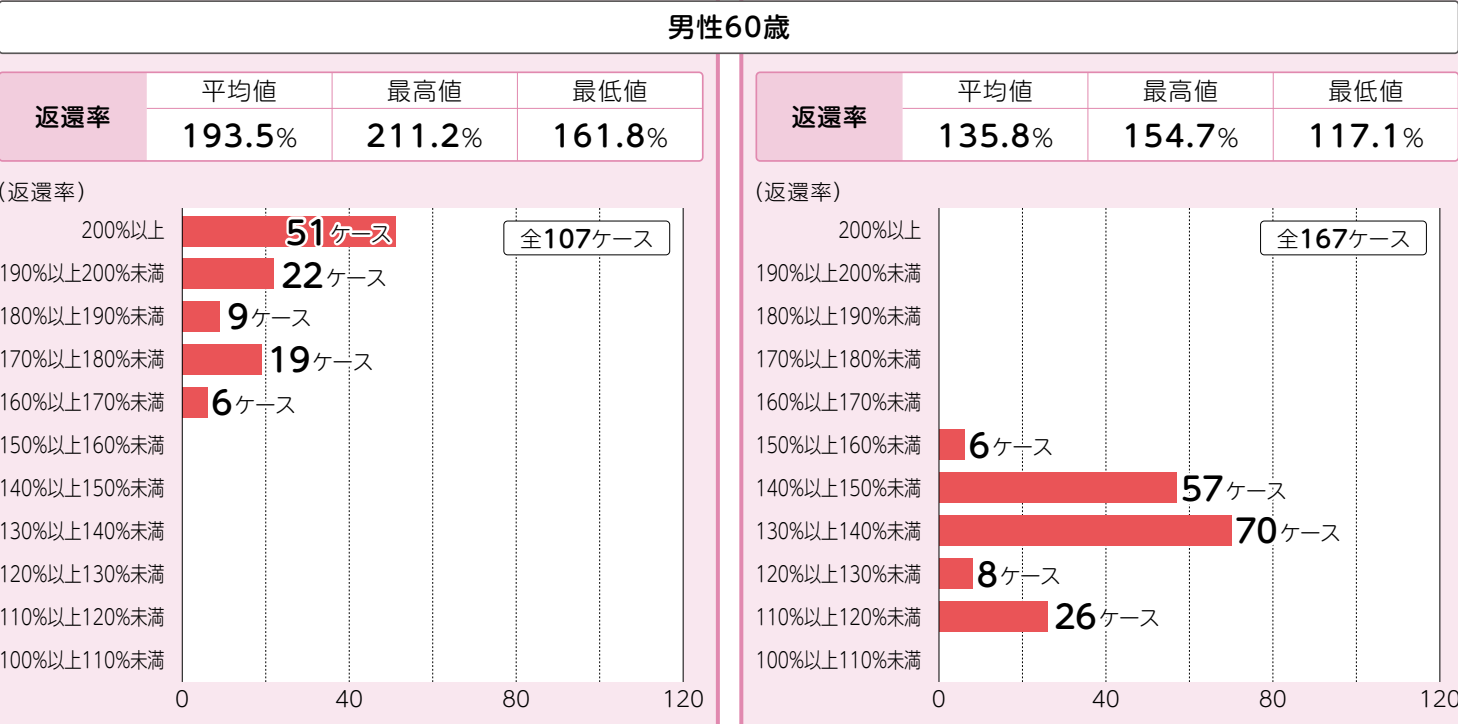
米ドル建

積立利率保証期間 **10年** 積立利率：4.02%

積立利率保証期間 **5年** 積立利率：3.65%

2006年2月から2014年12月の各月初を契約日、その8日後を基準日として積立利率保証期間の満了日まで運用したと仮定した107ケースを集計

2006年2月から2019年12月の各月初を契約日、その8日後を基準日として積立利率保証期間の満了日まで運用したと仮定した167ケースを集計



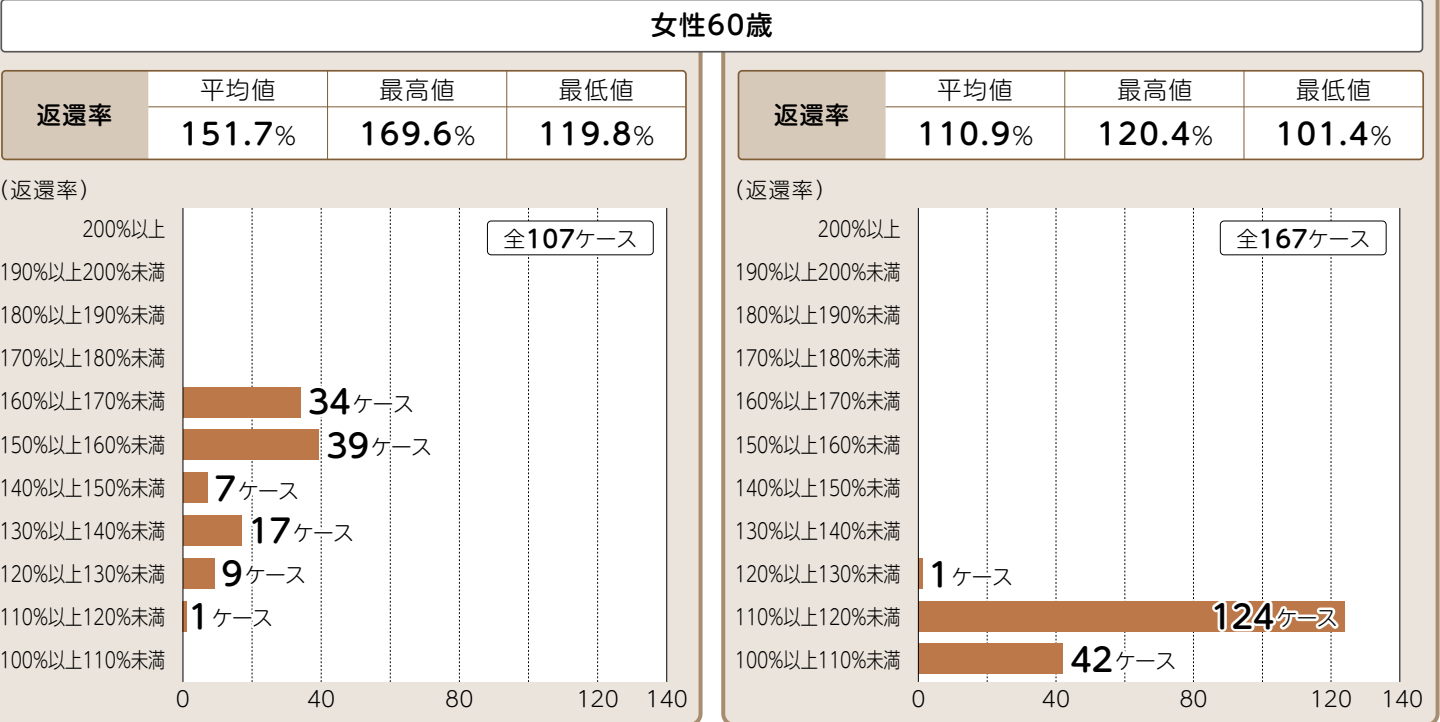
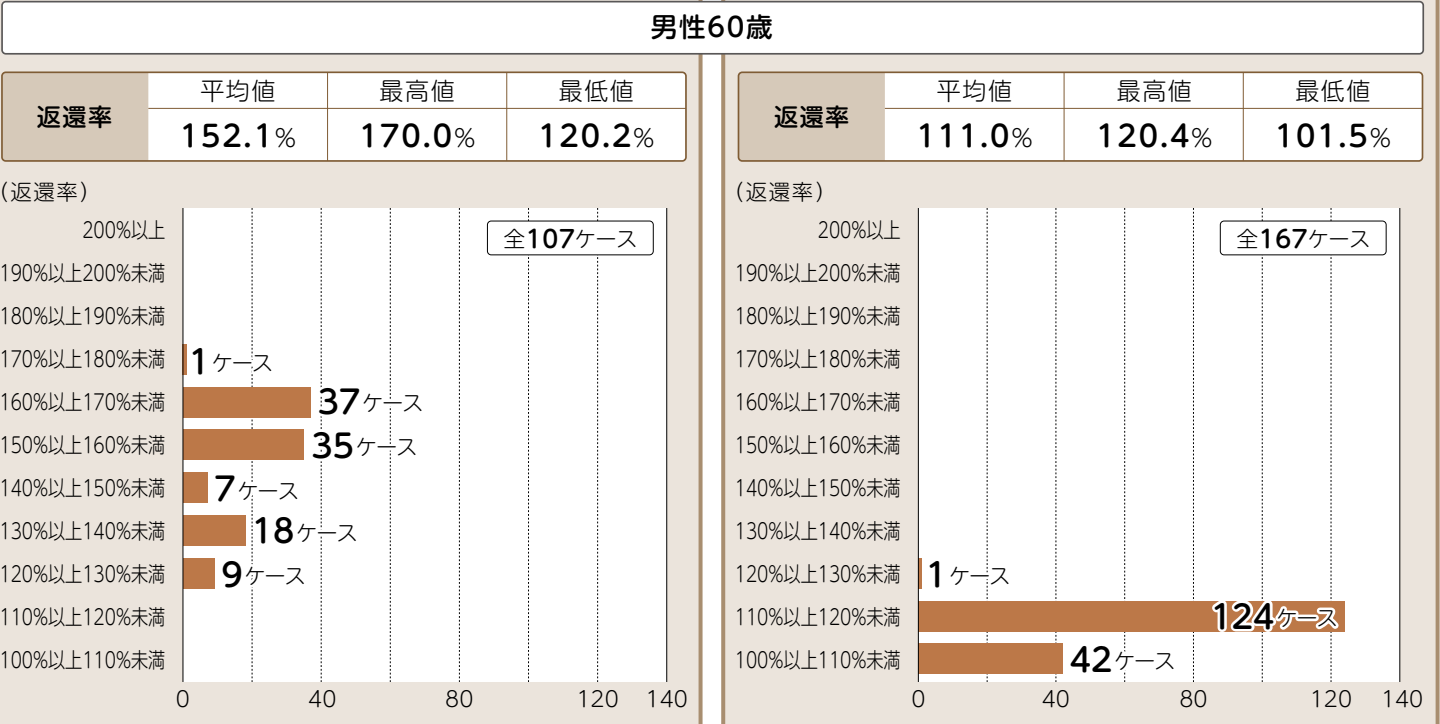
円建

積立利率保証期間 **10年** 積立利率：0.90%

積立利率保証期間 **5年** 積立利率：0.50%

2006年2月から2014年12月の各月初を契約日、その8日後を基準日として積立利率保証期間の満了日まで運用したと仮定した107ケースを集計

2006年2月から2019年12月の各月初を契約日、その8日後を基準日として積立利率保証期間の満了日まで運用したと仮定した167ケースを集計



⚠️ • 上記のシミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また
• 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。第一フロンティア

将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。
生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。

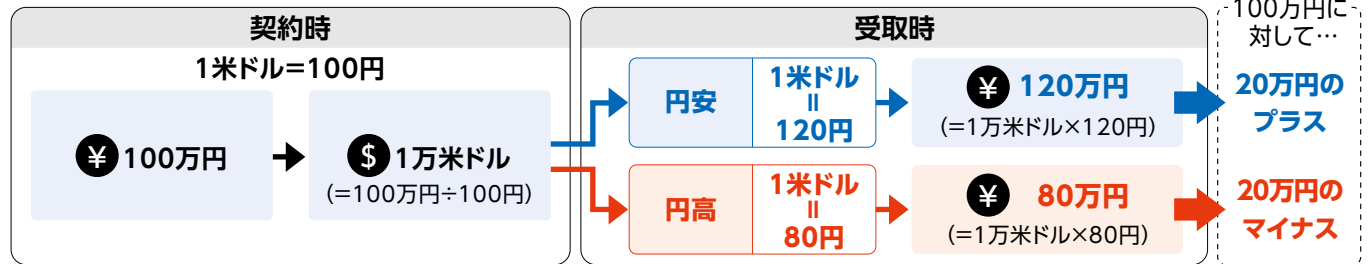


2 “円ベース”での保証はありません。

為替リスク

外貨建の場合、死亡給付金額、年金原資額などは、**円ベースで元本割れすることがあります**。

〈為替の影響の例〉



3 積立利率保証期間中に解約・減額した場合、
解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。

市場価格調整

解約控除

〈市場価格調整（解約返還金額の増減）イメージ〉



*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

4 積立利率保証期間中の死亡給付金額・解約返還金額が抑制されます。

死亡給付金額は、**一時払保険料（指定通貨建）の100%**となります。
解約返還金額は、**一時払保険料（指定通貨建）の100%が上限**となります。

商品性

〈解約返還金額の例〉

女性、60歳、指定通貨：米ドル、積立利率保証期間：10年、積立利率：3.50%、平均指標金利：3.50%、一時払保険料：100,000米ドル

経過 年数	解約返還金額（米ドル）	
	解約時の平均指標金利の変動幅	
	3.0%上昇	3.0%低下
1年	74,968	100,000
3年	① 86,760	② 100,000
5年	100,000	100,000
7年	100,000	100,000
10年	100,000	100,000

経過年数3年の解約返還金額（解約控除も加味）

① 解約時の平均指標金利が、
契約時と比べて3.0%上昇した場合

一時払保険料 100,000 米ドル > 解約返還金額 86,760 米ドル

② 解約時の平均指標金利が、
契約時と比べて3.0%低下した場合

一時払保険料 100,000 米ドル = 解約返還金額 100,000 米ドル

*上記の前提条件である、指定通貨：米ドル、積立利率保証期間：10年、積立利率：3.50%の場合、解約控除率は、経過年数〈1年未満〉4.40%から〈9年以上10年未満〉0.44%まで1年ごとに低下していきます。

*上表に記載の解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨ててにより表示しています。

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)」です。
- 指定通貨が米ドルの場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
米ドルのみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

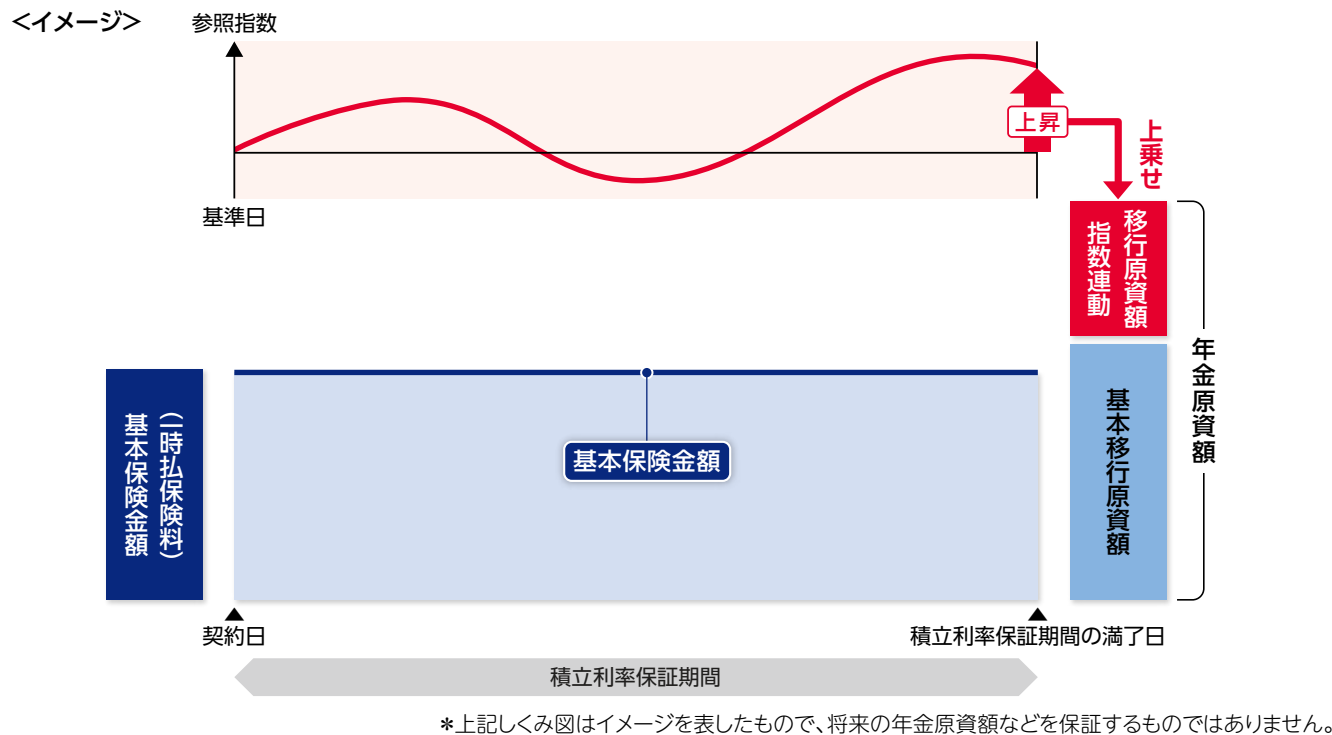
2 この保険の特徴について

- この保険は、金利情勢に応じて定めた積立利率などに基づき定まる「基本移行原資額」および参照指数の上昇率などに基づき定まる「指数連動移行原資額」をもとに、将来の年金をお支払いするしくみの保険料一時払方式の年金保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- 積立利率保証期間は、5年または10年となります。
- 基本移行原資額は、一時払保険料(指定通貨建)以上となります。年金支払開始日前の死亡給付金額や解約返還金額を抑えることで、基本移行原資額を大きくするしくみとなっています。
- 指数連動移行原資額は、基本保険金額、積立利率保証期間の満了日の参照指数の上昇率および通貨の種類と積立利率保証期間に応じて設定される連動率に基づき計算されます。
- 指定通貨建の年金原資額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1・2 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P23～26

4 年金原資額について



(1) 基本移行原資額

基本移行原資保証率に基づき計算される部分のことをいいます。

$$\text{基本移行原資額} = \text{基本保険金額} \times \text{基本移行原資保証率}^{※1}$$

※1 「基本保険金額(一時払保険料)」に対する「基本移行原資額」の割合のことで、通貨の種類と積立利率保証期間に応じて定める連動率および契約日の積立利率に基づき、当社の定める方法により計算される率とします(100%を下回りません)。

(2) 指数連動移行原資額

参照指数の上昇率などに基づき計算される部分のことをいい、積立利率保証期間の満了日に確定します。

$$\text{指数連動移行原資額} = \text{基本保険金額} \times \text{参照指数の上昇率}(\%) \times \text{連動率}^{※2}$$

「参照指数の上昇率」は、つぎの算式により計算されます(0%未満の場合は0%とします)。

$$\text{参照指数の上昇率}(\%) = \frac{(\text{積立利率保証期間の満了日の参照指数の値} - \text{基準日}^{※3}\text{の参照指数の値})}{\text{基準日}^{※3}\text{の参照指数の値}} \times 100(\%)$$

※2 通貨の種類と積立利率保証期間に応じて設定される率のことをいい、米ドルの場合は100%、円で積立利率保証期間が5年の場合は50%、積立利率保証期間が10年の場合は100%とします。

※3 上昇率の計算の基準となる日のことをいい、第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日とします。

(3) 基本移行原資額と指数連動移行原資額の合計が年金原資額となります。

- 積立利率保証期間の満了日の参照指数が基準日の値以下だった場合、指数連動移行原資額は「0(ゼロ)」となります。
- 指数連動移行原資額は積立利率保証期間の満了日に確定するものであり、積立利率保証期間中の死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。
- 外貨建の場合、円建での保証はありません。
- 基本移行原資額などの具体的な金額例については、「設計書」をご確認ください。

5 積立利率について

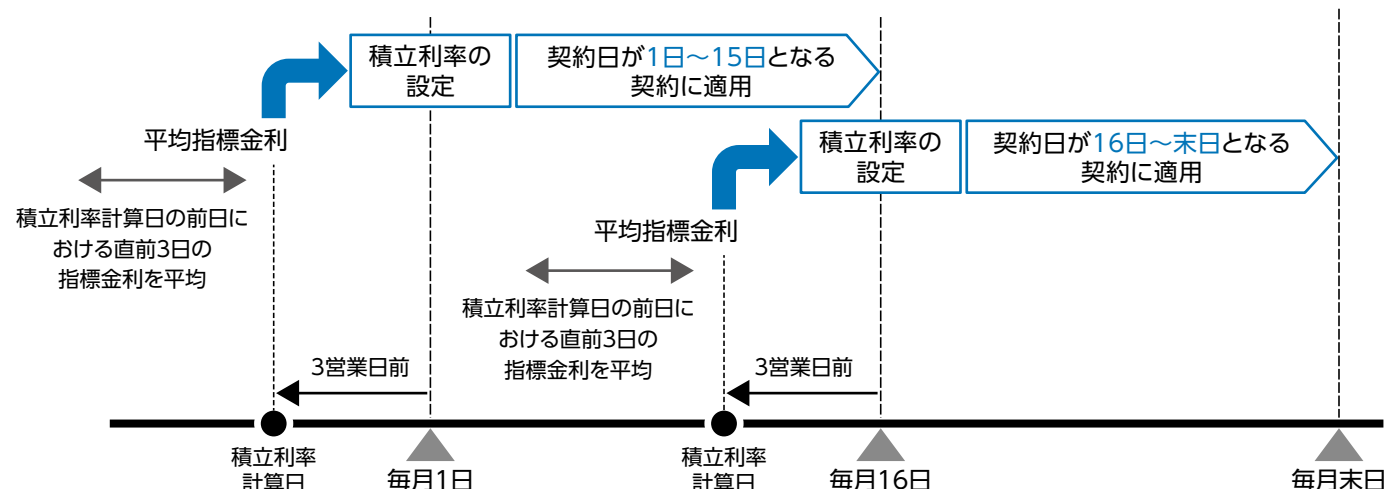
■積立利率とは、積立金（一時払保険料をもとに積み立てるお金）に適用される利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

計算方法	積立利率 = 平均指標金利 + 調整率 - 保険契約関係費率
指標金利 （下段の表も ご参照ください）	指定通貨ごとに、所定のインデックス利回りなどをもとに算出します。 「平均指標金利」とは、積立利率計算日（積立利率が設定される、毎月1日と16日の直前3営業日前）の前日における直前3日間（会社が指標金利を取得する3日間に限ります）の指標金利の平均値です。
調整率	市場金利の変動幅などを考慮して、上限（+1.0%）および下限（-1.5%）を定めています。
保険契約関係費率	ご契約の締結・維持などに必要な費用の率

<積立利率の設定と適用イメージ>



<指標金利>

指定通貨	積立利率保証期間	指標金利
米ドル	5年	加重平均インデックス利回り(対象年限5年)
	10年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年)
円	5年	加重平均インデックス利回り(対象年限5年) + 円5年金利スワップレート(固定受け、変動払い(TONA)) - 米ドル5年金利スワップレート(固定受け、変動払い(SOFR)) + ベーシススワップスプレッド(5年)
	10年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年) + 円10年金利スワップレート(固定受け、変動払い(TONA)) - 米ドル10年金利スワップレート(固定受け、変動払い(SOFR)) + ベーシススワップスプレッド(10年)

*加重平均インデックス利回りとは、Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index BBB/Baaの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回りのことをいいます。また、インデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

*ベーシススワップスプレッドとは、異なる通貨で金利を交換する際に市場で観測される調整率のことをいいます。

*使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

*指標金利の推移は、▶P34 をご参照ください。

6 保障内容について

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類	年金受取開始年齢※
確定年金 決まった期間、確実に年金を受け取れます。 年金受取期間 3年～7年（1年きざみ）、 10年～40年（5年きざみ）から選択 *年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします（未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます）。	5歳～90歳
死亡時保証金額付 終身年金 年金原資額までのお受取りを確保したうえで、一生にわたって年金を受け取れます。 死亡時保証期間 死亡時保証金額 (=年金原資額 - 年金受取総額) 年金受取総額 毎回の年金額 *死亡時保証期間（年金受取総額が初めて年金原資額以上となるまでの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします（年金を継続してお支払いするお取扱いはありません）。	50歳～90歳
10年保証期間付 終身年金 10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生にわたって年金を受け取れます。 保証期間10年 *保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします（未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます）。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳
一括受取（年金原資額） 一時支払 年金原資額を一括で受け取れます。 一括受取 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。	

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

*年金額が3,000米ドル、30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします（3年確定年金の場合を除く）。また、一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。

*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

- 被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 年金支払開始日前の死亡給付金額は、被保険者が死亡した時の基本保険金額となります。
- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合の死亡給付金額は、被保険者が死亡した時の繰延べ後積立金額となります。
- 「終身保険移行特則」を適用し終身保険に移行した後の死亡給付金額は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額となります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

7 終身保険移行特則について

- この特則を適用することにより、年金支払開始日に保険契約の全部を終身保険に移行できます。
- この特則は、契約者からのお申出により年金支払開始日に適用することができます。
- 終身保険に移行する日を「終身保険移行日」といい、年金支払開始日と同日とします。
- 移行後の死亡給付金額は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額となります。移行後基本保険金額は、年金原資額をもとに、終身保険移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算します。
- 移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行いません)。
- 年金支払開始日を繰延べた場合はこの特則の適用は取り扱いません。
- しくみ図(イメージ)については **▶P4** をご参照ください。

*同一の被保険者について、終身保険に移行後の移行後基本保険金額が、他に加入されている第一フロンティア生命の終身保険および養老保険の基本保険金額などと通算して20億円相当額 **▶P16** を超える場合、超える部分に対応する年金原資額を契約者に支払います。

8 年金支払開始日の繰延べについて

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、指定通貨が外貨の場合は3年、円貨の場合は1年を限度として、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 基本移行原資額と指数連動移行原資額の合計額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ期間中の解約返還金額は、繰延べ後積立金額となります。
- 繰延べ期間中の減額の取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されます。
- しくみ図(イメージ)については **▶P4** をご参照ください。

9 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは払込金額)	最低	指定通貨で 入金する場合	米ドル 10,000米ドル	円 100万円
		 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 100万円	
		 「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 10,000豪ドル	
	*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。			
ご契約時の金利情勢 などによってはお取り 扱いできない指定通貨・ 積立利率保証期間が あります。	最高	20億円相当額		
		※  第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、 基本保険金額などは通算して20億円相当額を超えることはできません。		
積立利率保証期間 および契約年齢 *契約日における被保険者の満年齢		積立利率保証期間	10年	5年
		契約年齢	0歳～80歳	0歳～85歳
年金受取 開始年齢	確定年金	5歳～90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を 限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間≤122歳)		
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳～90歳		
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定		
死亡給付金受取人 後継年金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。		
年金種類の変更		年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金 および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。		
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。		
年金支払開始日の変更		年金支払開始日の繰延べを取り扱います。		
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。		
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を 解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。		
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。		
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、100万円以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。		
契約者貸付		取り扱いません。		

10 付加できる特約について（くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください）

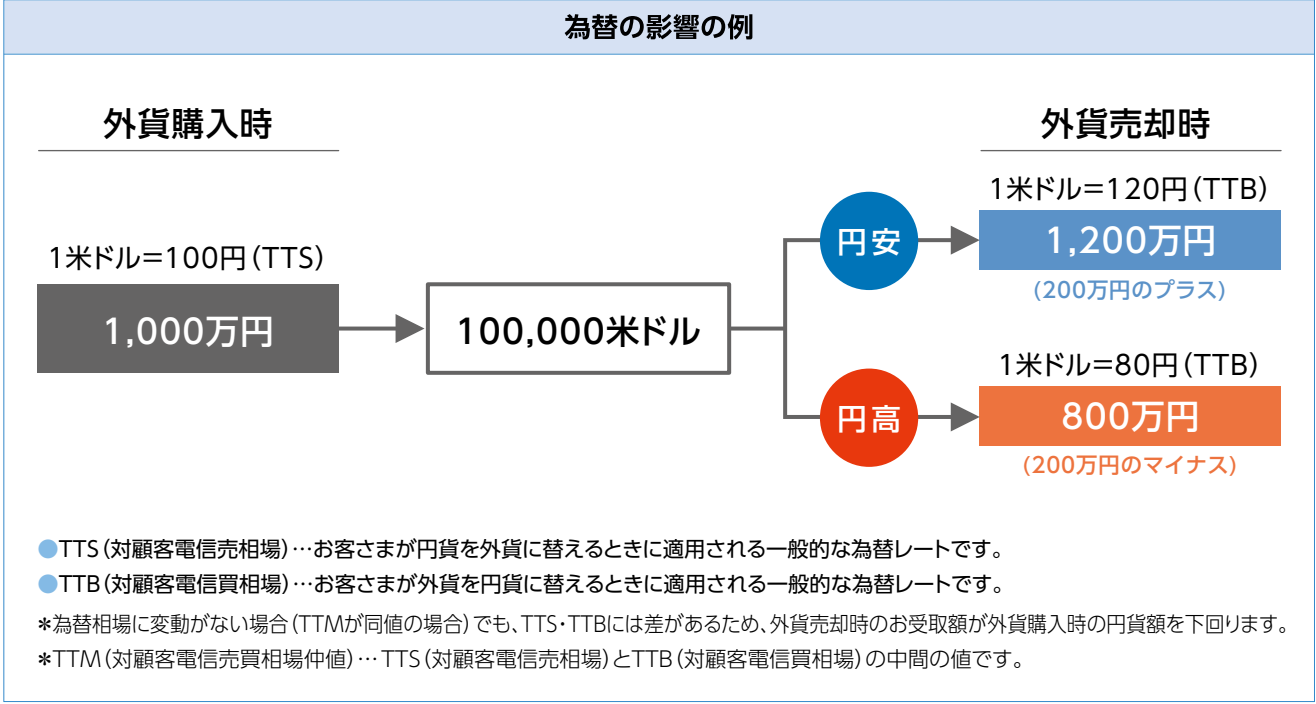
 保険料 円貨入金特約	■ 保険料を円貨でお支払いいただけます。 ■ 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 保険料 外貨入金特約	■ 保険料を指定通貨と異なる外貨でお支払いいただけます。 ■ 指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
 円貨支払特約	■ 年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。 ■ 年金などのご請求の際に付加できます。 ■ 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■ 円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の限ります。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。
年金支払移行特約	■ 終身保険移行特則を適用し、終身保険に移行後、付加できます(被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限ります)。 ■ 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 ■ 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
死亡給付金等の 年金払特約	■ 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ 死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回の5回きざみ)から選択できます。
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	■ ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 ■ 契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。 ■ 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。 ■ 保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

11 配当金について

■ この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

12 為替リスクについて

■ くわしくは ▶P26 をご参照ください。



13 解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

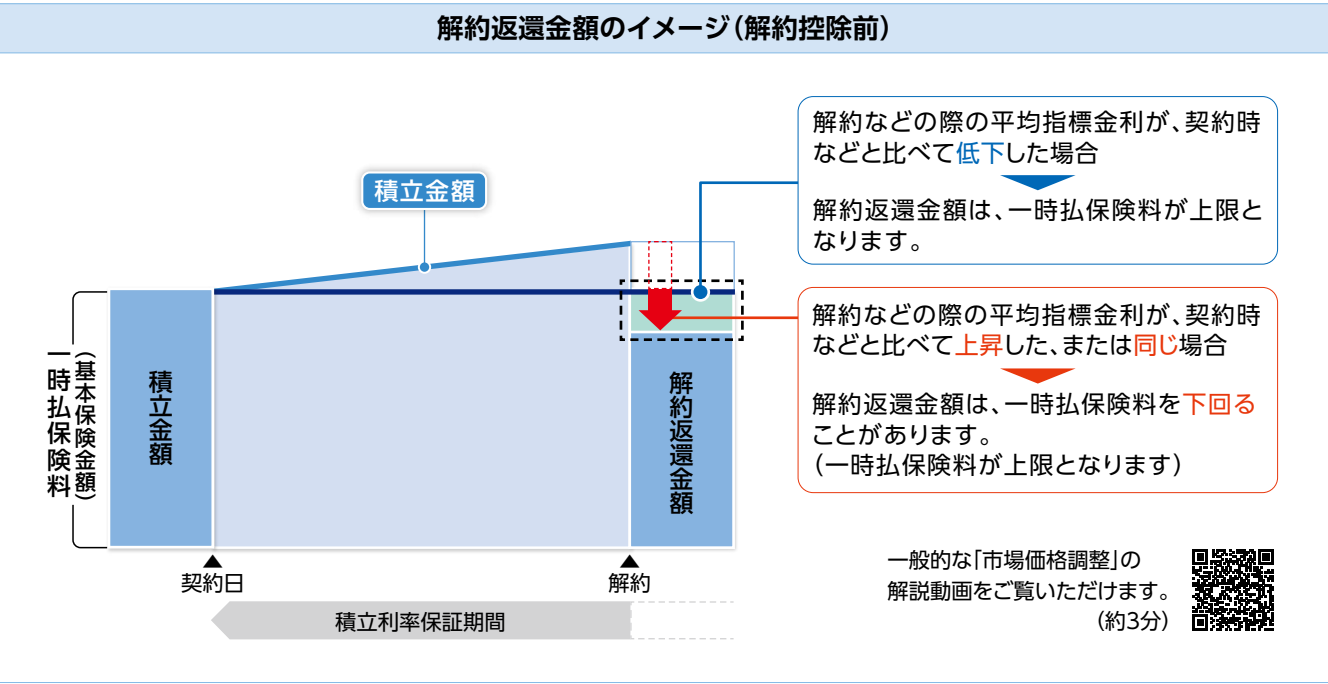
解約返還金額 = [積立金額 × (1 - 市場価格調整率)] - 解約控除の額

⚠ 解約返還金額は、基本保険金額(一時払保険料)が上限となります。

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

市場価格調整率 = 1 - [(1 + 適用されている積立利率の算出時の平均指標金利) / (1 + 解約返還金計算日の平均指標金利 + 0.10%)] * (月数 / 12)

- *「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- *「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日とし、この保険と同一の通貨が指定され、かつ同一の利回りが指標金利として指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。
- *「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)とします。1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。
- *解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日と16日)と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数(0.10%)を設定しています。このため、契約日の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

〈積立金額に対して控除される率の例〉 契約日と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

■終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 = 基本保険金額 × 解約控除率 (▶P23・24 をご参照ください)

⚠ ●市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は一時払保険料を大きく下回ります。
●上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」または「設計書」をご確認ください。

14

参照指数について

(参照指数の内容は2025年2月現在のものであり、
将来変更されることがあります。)

■ 指数連動移行原資額の算出に使用する参照指数は以下のとおりです。

指定通貨	参照指数	指数スポンサー	指数助言会社
米ドル	国際分散投資戦略指数F(米ドル)	ゴールドマン・サックス ・インターナショナル	アセットマネジメントOne 株式会社
円	国際分散投資戦略指数F(円)		

*参照指数はゴールドマン・サックス・インターナショナルの独占的財産です。第一フロンティア生命は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルよりこの保険のために参照指数の使用に関するライセンスを得ています。

*参照指数の対象資産に対する対象資産数量は、適用されるリバランス条件に従い、指数助言会社による定期的なリバランスに基づき指定されます。当該リバランスが、参照指数の運用成績を向上させる保証または確実性はありません。指数スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照指数に関していかなる受託者責任も有していません。

*この保険は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはそのいかなる関連会社（総称して以下「ゴールドマン・サックス」）からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、この保険についていかなる表明または保証も行いません。

■ 参照指数の内容と投資対象は以下のとおりとなります。

債券、株式、不動産等を投資対象とし、資産配分と運用総額の見直しを行いながら運用した成果を示す指数です。

資産クラス	対象資産	投資対象	
債券	国内債券	日本国債先物	安定資産
	為替ヘッジ先進国債券	米国・欧州国債先物	
		新興国債券	新興国債券のETF(上場投資信託)
株式	国内株式	日本株式先物	
	先進国株式	米国・欧州株式先物	
	新興国株式	新興国株式先物	
不動産	国内リート	日本のリート(不動産投資信託)	
	先進国リート	米国・欧州のリート(不動産投資信託)	
短期金融資産(現金等)			

■ 参照指数のしくみ(概略)は以下のとおりです。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

(1) 資産配分の見直し	・指数助言会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、基本配分戦略および機動的配分戦略に基づき、資産配分比率を決定します。 ・基本配分戦略では、安定資産およびリスク性資産の各対象資産について、もっとも分散投資の効果が期待でき、最適と判断される資産配分比率に月次で見直します。 ・機動的配分戦略では、市場環境を日次でチェックし、機動的な各対象資産の配分比率の見直しや短期金融資産(現金等)の活用により、市場環境の急な変化に対応します。 ・指数助言会社は、さらに外貨建の対象資産について対円での為替ヘッジを行うか、行う場合はその割合も含めて決定します。
(2) 運用総額の増減	・これまでの値動きから測定した価格変動リスクに基づき、価格変動リスクが小さい状況では運用総額をふやし、価格変動リスクが大きい状況では運用総額をへらしめます。これにより、資産全体の価格変動リスクを年率4%程度にすることをめざします。 ・運用総額をへらす場合、へらした分は短期金融資産(現金等)に配分します。 *価格変動リスクとは資産価格の変動性のことで、数値が高いほど、価格の変動幅が大きい傾向があります。
(3) 参照指数の算出	・主に以上の手順で運用を行い、運用結果が指定通貨円建の参照指数となります。米ドル建の参照指数は、円建の参照指数に為替ヘッジを行って算出します。 ・参照指数の計算にあたり、戦略控除率※1(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト※2(事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません)が控除されます。 ※1 連動率の水準を高めるために設定します。 なお、連動率とは、参照指数の上昇を指数連動移行原資額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルの場合は100%、円の場合で積立利率保証期間が5年のときは50%、積立利率保証期間が10年のときは100%とします。 ※2 参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストおよび指数助言会社への報酬に対応するコストです。

- 

参照指数への投資では、構成要素の価額上昇による収益が限定される可能性があります。参照指数への投資は投資による収益または損失に一定の割合を乗ずることによって、当該投資の価値の下落局面では価格変動リスクや損失のリスクを軽減する一方で、当該投資の価値の上昇局面では潜在的な収益を低減させる効果を有します。構成要素の価額が上昇または下落した場合、参照指数に連動する投資が同様の割合で上昇または下落するとは限りません。
- 

参照指数が消滅する等の理由によって、第一フロンティア生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の2ヵ月以上前に契約者に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

15

お客さまに負担していただく費用について

■ くわしくは ▶P23～25 をご参照ください。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 **お客さまに負担していただく費用があります**

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

- 積立利率保証期間中**
- 積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。
- 基本移行原資保証率の計算にあたって、指数連動移行原資額を受け取るために必要な率(指定通貨が米ドルの場合で積立利率保証期間が5年のときは3.13%、積立利率保証期間が10年のときは3.40%、円の場合で積立利率保証期間が5年のときは1.09%、積立利率保証期間が10年のときは2.20%)を控除しています。
 - *指数連動移行原資額を受け取るために必要な率は、小数第2位未満を切上げにより表示しています。
- また、参照指数の計算にあたって、戦略控除率※1(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト※2が控除されます。
- ※1 連動率の水準を高めるために設定します。なお、連動率とは、参照指数の上昇を指数連動移行原資額に反映させる割合のことで、指定通貨が米ドルの場合は100%、円の場合で積立利率保証期間が5年のときは50%、積立利率保証期間が10年のときは100%とします。
- ※2 参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストおよび指数助言会社への報酬に対応するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。
(参考)複製コストのシミュレーション結果:年率0.58%~0.98%の範囲
(対象期間:2006年2月~2024年11月)
- ご契約を解約・減額する場合に、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの 際に必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数および適用されている積立利率 に応じた解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は ▶P24 参照	ご契約の解約などの 際に控除します。

▶ 次ページへ

解約控除率

〈米ドル建〉 積立利率保証期間5年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1.15%以上	3.90%	3.12%	2.34%	1.56%	0.78%
0.85%以上1.15%未満	3.40%	2.72%	2.04%	1.36%	0.68%
0.85%未満	2.80%	2.24%	1.68%	1.12%	0.56%

〈米ドル建〉 積立利率保証期間10年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1.40%以上	4.40%	3.96%	3.52%	3.08%	2.64%
1.00%以上1.40%未満	4.20%	3.78%	3.36%	2.94%	2.52%
0.60%以上1.00%未満	3.30%	2.97%	2.64%	2.31%	1.98%
0.60%未満	2.20%	1.98%	1.76%	1.54%	1.32%
適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
1.40%以上	2.20%	1.76%	1.32%	0.88%	0.44%
1.00%以上1.40%未満	2.10%	1.68%	1.26%	0.84%	0.42%
0.60%以上1.00%未満	1.65%	1.32%	0.99%	0.66%	0.33%
0.60%未満	1.10%	0.88%	0.66%	0.44%	0.22%

〈円建〉 積立利率保証期間5年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0.65%以上	1.80%	1.44%	1.08%	0.72%	0.36%
0.40%以上0.65%未満	1.40%	1.12%	0.84%	0.56%	0.28%
0.40%未満	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%

〈円建〉 積立利率保証期間10年

適用されている積立利率	経過年数				
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
0.65%以上	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%
0.50%以上0.65%未満	2.60%	2.34%	2.08%	1.82%	1.56%
0.35%以上0.50%未満	2.00%	1.80%	1.60%	1.40%	1.20%
0.35%未満	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%
適用されている積立利率	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
0.65%以上	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%
0.50%以上0.65%未満	1.30%	1.04%	0.78%	0.52%	0.26%
0.35%以上0.50%未満	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%	0.20%
0.35%未満	0.75%	0.60%	0.45%	0.30%	0.15%

▶ 次ページへ

年金受取期間中

項 目	費 用※2
保険契約関係費 (年金管理費)※1 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0% (円貨で年金を受け取る場合は最大0.35%)

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2025年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額(死亡時保証金額を含みます)に対しては1.4%(円貨の場合は最大1.0%)となります。

終身保険移行日以後

「終身保険移行特則」を適用し終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、終身保険移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート
$(\text{払込通貨のTTM}-25\text{銭}) \div (\text{指定通貨のTTM}+25\text{銭})$

*上記の為替レートは、2025年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2

この保険のリスクは以下のとおりです

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

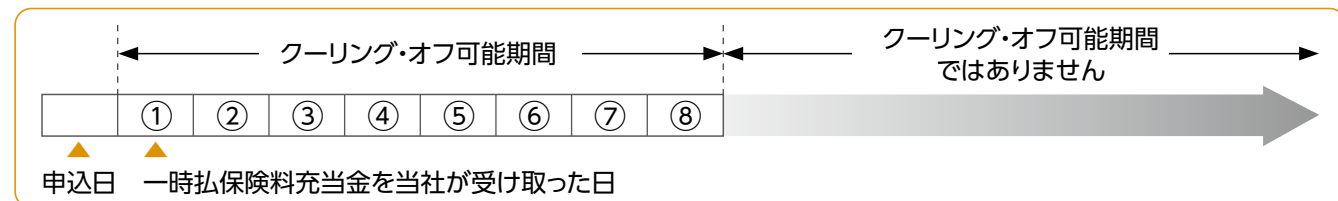
為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1**であれば、**書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2**ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



- クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。

こちらから
アクセス



*電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

*書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	10,000,000（米ドル・豪ドル・円） *上記は例示です。実際にお払い込みいただいた金額と通貨をご記入ください。
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
（推奨） 申込番号または証券番号	申込番号:12-345-678901-23 / 証券番号:S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
（任意） お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。
送り先	〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

- クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。
*外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、円貨に両替される場合があります。

- したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。
くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円貨※3	円貨※4
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※5	外貨※6

※3 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用（通貨を換算する場合の費用）が発生します。

※4 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※5 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※6 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関代理店等で外貨に両替した場合）、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料

③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損（益）

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

ご契約に適用される積立利率は、契約日（保険料が第一フロンティア生命に着金した日）における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます**。

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合（**ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**）

- 重大事由によりご契約が解除となった場合（**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**）

- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

- ① 市場価格調整
- ② 解約控除
- ③  円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P19・20 をご参照ください。

9 この保険には為替リスクがあります

■くわしくは ▶P26 をご参照ください。

10 給付金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

15 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

16

税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。
*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

 外貨建の保険契約のお取扱い

外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。

*「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
死亡給付金 死亡時保証金額	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
年金原資額の 一時支払	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	--

積立利率保証期間中および終身保険への移行後

解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税※1	所得税(一時所得※2)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得※2)+住民税	

終身保険への移行後
所得税(一時所得※2)+住民税の対象となります。

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※2)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、
「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

一括受取(年金原資額の一時支払)時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20%源泉分離課税※1	所得税(一時所得※2)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得※3)+住民税	所得税(一時所得※2)+住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得※3)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金 受取人	後継年金 受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税(一時所得※2)+住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

※1 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※2 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$
$$\qquad\qquad\qquad \left(\text{受取額} \qquad - \qquad \text{(払込保険料)} \qquad - \qquad \text{(50万円)} \right)$$

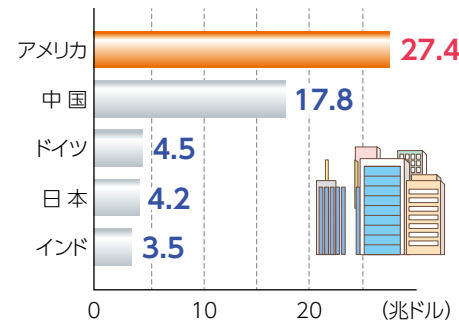
※3 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、
初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

注意喚起情報

アメリカの魅力

世界一の経済大国

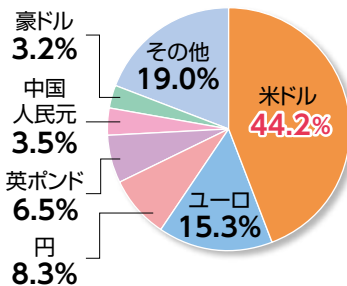
名目GDP(2023年)



外務省経済局
「主要経済指標(2024年10月)」

世界の基軸通貨

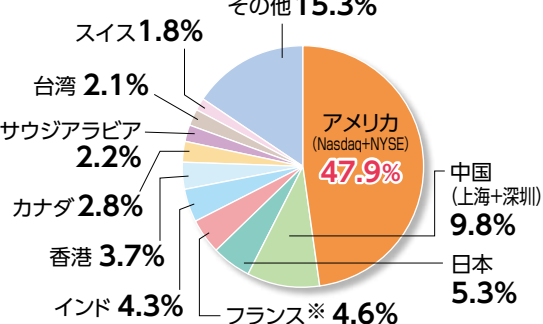
外国為替市場に占める取引高比率
(2022年4月)



国際決済銀行(BIS)
「Triennial Central Bank Survey
(2022年10月改訂)」

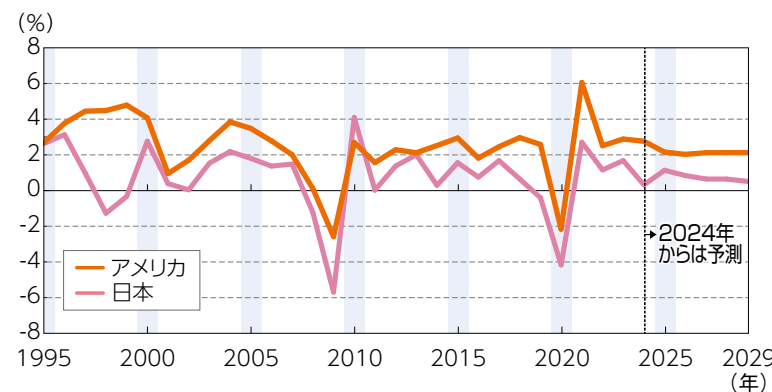
世界最大の株式市場

時価総額の国別比率



※オランダ・ベルギー・ポルトガル等を含む
The World Federation of Exchanges
「Market Statistics」(December 2024)をもとに作成

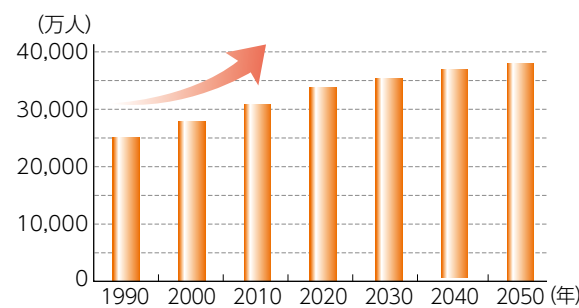
日本より高い経済成長率(日本との比較)



IMF「World Economic Outlook Database, October 2024」をもとに作成

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



国際連合
「World Population Prospects (2024)」

将来のライフプランを考える

人生100年は現実に…

平均寿命と100歳以上の人口

平均寿命	男性	女性
2023年	81.09歳	87.14歳
2050年(予測)	84.45歳	90.50歳

100歳以上人口	男性	女性
2024年	11,161人	83,958人
2050年(推計)	約467,000人	

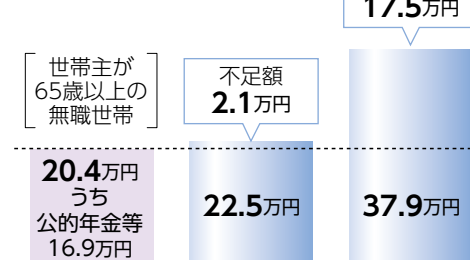
平均余命

現在の年齢	男性	女性
50歳	33年	38年
60歳	24年	29年
70歳	16年	20年
80歳	9年	12年

厚生労働省「簡易生命表」(令和5年)
「男女別百歳以上高齢者数の年次推移」(令和6年)
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

公的年金だけでは不足!?

老後の収入と支出(月額)



老後の収入

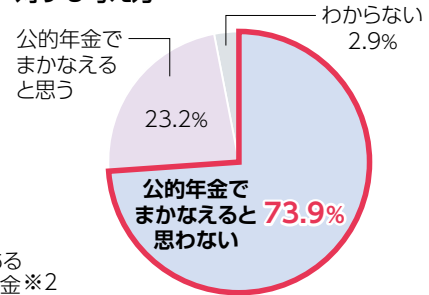
平均的な老後の支出※1

(夫婦2人)ゆとりあるセカンドライフ資金※2

※1 総務省「家計調査 家計収支編(詳細結果表)」の2021年~2023年を平均

※2 (公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(2022(令和4)年度)

公的年金と老後の日常生活費に対する考え方



セカンドライフを楽しむために



海外旅行
(年間平均)
301,200円



ゴルフ
(年間平均)
183,200円

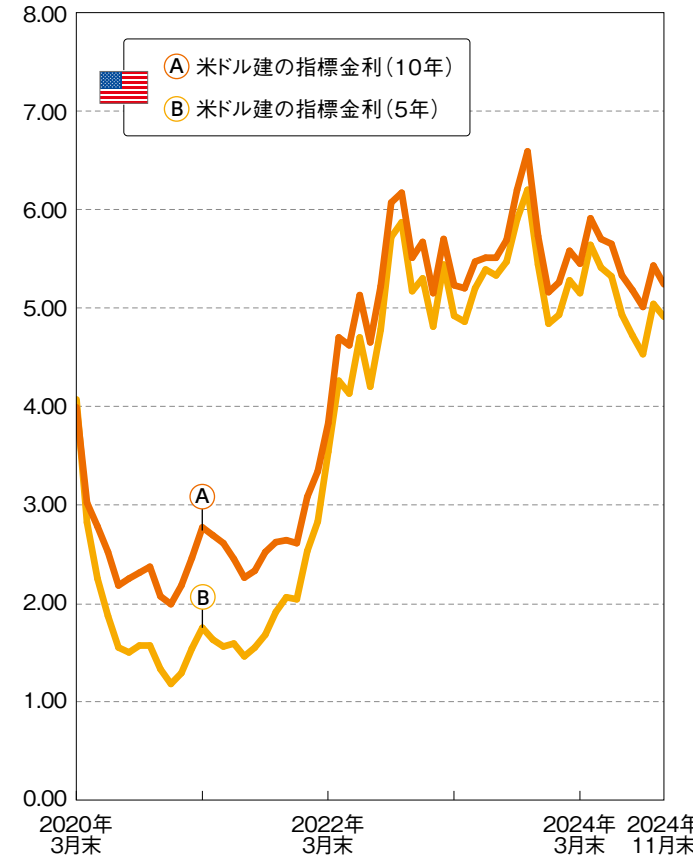


リフォーム費用
平均137万円※

(公財)日本生産性本部「レジャー白書2023」 ※余暇活動への参加・消費の実態
国土交通省「令和5年度 住宅市場動向調査報告書」
※自己資金(112万円)と借入金(25万円)の合計

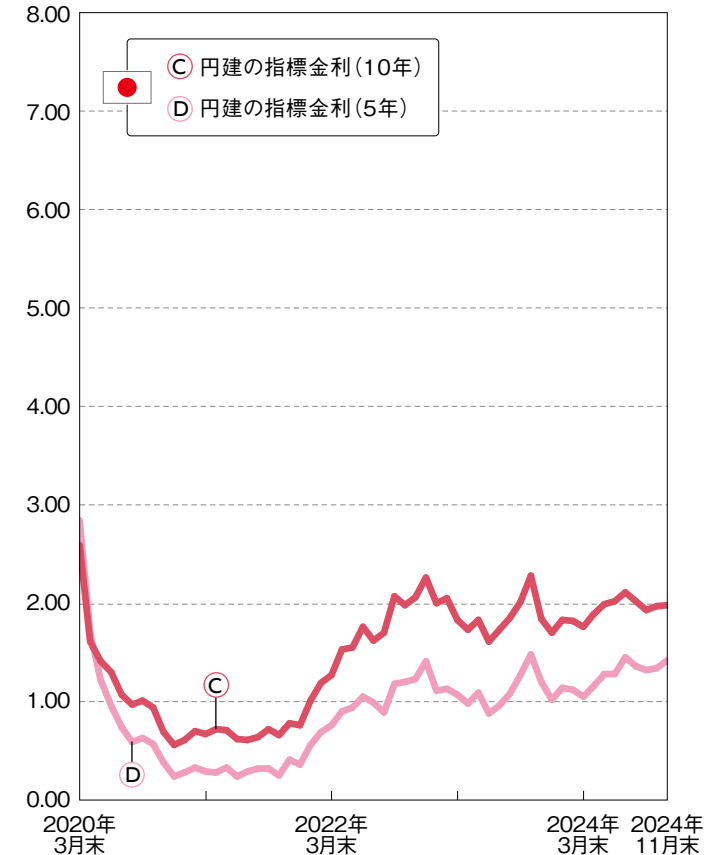
積立利率の算出のもとになる「指標金利」の推移(2020年3月~2024年11月末)

(単位:%)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

(単位:%)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移(2000年1月~2024年11月末)

(単位:円)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／契約内容のご案内／生命保険料控除証明書／お手続きガイド など
*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

運用期間中

ご契約内容のお知らせ

*「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

年金受取前

運用期間満了に伴うお手続きのご案内

*年金支払開始日の2ヵ月前を目途に契約者さまにお知らせします。
*年金受取方法などを年金受取人さまよりご連絡(返信)いただきます。

年金受取中

年金証書／お支払明細

*1回目の年金お受取り時、年金証書を年金受取人さま宛に発送します。
また、年金お受取りの都度、お支払明細を発送します。

各種手続き完了時

お手続きの完了通知

*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後に、お手続きの結果をお知らせいたします。

第一フロンティア生命マイページ

ご利用登録をおすすめします!

登録
カンタン!

ネットで
便利!

ラクラク
手続き!

こんなときに
便利!

現在の解約金額を
確認したい

誰を受取人に
指定したかな…
契約内容を確認したい

引越したので、
登録している住所を
変えたい

為替の動向が
気になるので
目標値を変更したい

控除証明書の
再発行を
お願いしたい

ご契約者

ご登録方法

保険証券に同封の
「『第一フロンティア生命マイページ』登録のご案内」
をご確認ください。
*ご登録には「契約者さまご自身のメールアドレス」が
必要となります。

【マイページでできること】

- ご契約内容の確認
 - 直近の解約返還金額の確認
 - 目標値の設定・変更・解除
 - 解約のお手続き
 - 運用期間満了時の年金原資額の
一括受取・年金受取・繰延べのお手続き
 - 住所・電話番号の変更
 - 生命保険料控除証明書・保険証券の再発行、
各種お手続き書類のお取り寄せ など
- *商品やご契約内容によりできないお手続きがあります。

定期的に契約者さま宛に郵送している
「ご契約状況(内容)のお知らせ」は
マイページ上でも確認いただけます。
*マイページから郵送停止のお手続きもできます。

【ご利用可能時間】

祝日・年末年始などの休日を含めて以下の時間帯です。

月曜日～土曜日 8:00～24:00

日曜日 8:00～20:00

*目標値設定・変更・解除は、8:00～20:00となります。

*臨時メンテナンスなどによりご利用可能時間が
変更になる場合があります。

フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや
契約内容の確認を行うことができるサービスです。

●契約者への「保険証券」送付と同じタイミングで、**ご家族(保険契約者代理人)にご契約内容を
郵送でお知らせ**することで、“契約内容の共有”をすることができます。



- ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族(保険契約者代理人)に事前にお伝えください。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。*所定のお手続きが必要です。

フロンティアの
ご家族
安心サポート

保険契約者
代理特約

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、または
それに準ずる状態と判断される場合は、
「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。
*一部、代理人ができないお手続きがあります。

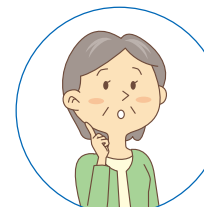
契約内容
ご案内制度

ご契約内容について、
「保険契約者代理人」がいつでも照会できます。

たとえば、母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に…

対策前

もし認知症で
意思表示が困難に
なったら…



母(ご契約者)

- 解約などの手続きは、
母(契約者)しかできない…
- 成年後見制度※の利用も
手間がかかりそう…
- 母の保険証券を見ても、
内容がよくわからない…

困ったなあ…



息子

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が
不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を
付け、法律的に支援する制度です。

対策後

いざという時、息子に
手続きしてもらえて安心♪



母(ご契約者)



息子
(保険契約者代理人)

- ☑ 困ったときでも、
まとまった資金をスムーズに
受け取れる準備やその時に
必要な手続きができるね!
- ☑ 母(契約者)の契約内容が
いつでも確認できるのも安心♪

ご家族も
安心

本商品において、保険契約者代理人ができる主なお手続き例

【お手続きにあたり
一部条件がある場合があります。】

●積立利率保証期間の満了時のお手続き ▶P4

(年金原資額の一括受取・年金受取、終身保険への移行、年金支払開始日の繰延べ)

●解約・減額 ●届出住所・連絡先の変更、保険証券の再発行

など

保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポート
のご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」については、
右記のコード(第一フロンティア生命ホームページ)からご確認ください。



